

福井県公共施設等総合管理計画

福井県

平成 28 年 3 月

(令和 4 年 3 月 中間見直し版)

目 次

はじめに	1
I 計画の目的、対象施設、期間.....	2
1 計画の目的.....	2
2 計画の対象施設.....	2
3 計画期間.....	2
II 現状および今後の見通し	3
1 保有量および老朽化の状況.....	3
2 本県人口の今後の見通し.....	10
3 本県の財政状況.....	11
4 更新等経費の見通し.....	12
III 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	15
1 現状や課題に関する基本認識.....	15
2 管理に関する基本的な考え方.....	16
(1) 公共施設	16
(2) インフラ施設	26
IV 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制	34
1 全庁的な推進体制の整備.....	34
2 地方公会計の活用.....	34
3 個別施設計画の策定および見直し.....	34

はじめに

我が国の国民生活や社会経済活動の基盤である「インフラ」は、高度経済成長期以降、集中的に整備され、今後、老朽化の割合が加速度的に増加するといわれています。

これらインフラの老朽化に的確に対応するため、国は、平成25年11月に、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象とした「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進することとしました。

各インフラを管理・所管する者は、この基本計画に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組みの方向性を明らかにする「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定することとされています。

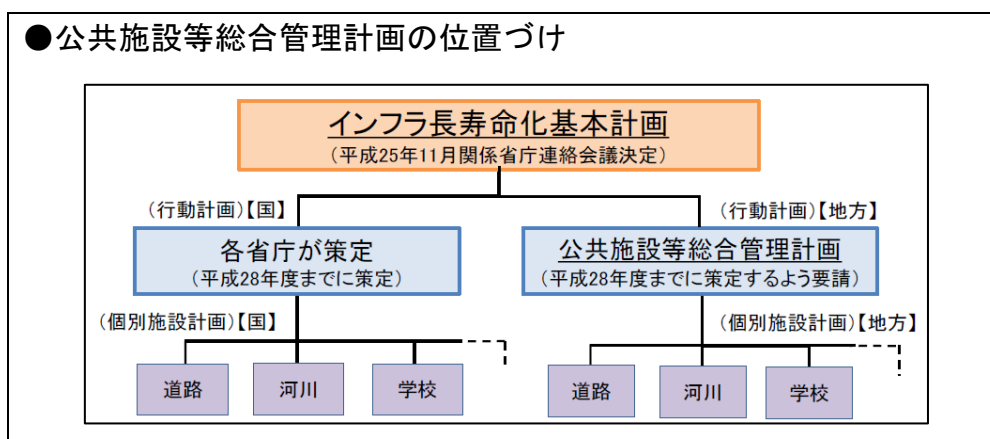
国（総務省）は地方公共団体における取組みを推進するため、行動計画として位置付ける「公共施設等総合管理計画」の策定をすべての地方公共団体に要請しました。

本県では、県庁舎や合同庁舎、健康福祉センター、土木事務所などの庁舎、博物館、図書館など県民の利用を目的とする施設、高等学校、警察署、県営住宅、職員住宅、病院などの建物のほか、道路や河川などの土木施設、農業水利施設や治山施設などの農林漁業施設、公営企業が管理する水道施設など、多種多様な公共施設等を保有・管理し、これを活用して様々な行政サービスを県民に提供しています。

行政サービスを将来にわたり適切に提供し続けるためには、公共施設等の老朽化や利用状況などの実態のほか、人口の推移や財政状況など取り巻く環境について、現状や課題を的確に把握・分析し、これを踏まえて、公共施設等の総合かつ計画的な管理を行い、機能を十分に発揮させることが必要です。

このため、「福井県公共施設等総合管理計画」を策定し、長期的な視点による更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施し、財政負担の軽減・平準化と公共施設等の最適な配置の実現に努めます。

●公共施設等総合管理計画の位置づけ



I 計画の目的、対象施設、期間

1 計画の目的

本計画は、本県が保有する公共施設等の更新等を着実に推進するために、その老朽化状況や利用状況を把握し、これを踏まえた適切な管理を通して、行政サービスの水準の確保および今後の財政負担の軽減・平準化を図ることを目的としています。

2 計画の対象施設

庁舎、学校等の建物のほか、道路橋梁、農業水利施設等のインフラ施設、病院、水道事業等の公営企業に係る施設など、本県が保有するすべての公共施設等を対象とします。

以後、本計画では、庁舎や学校等、公有財産台帳に登録のある建物および公営企業で管理する病院を「公共施設」と呼び、土木施設、農林漁業施設等の「インフラ施設」と区分します。

3 計画期間

平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間を計画期間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や本計画の進捗状況等により、内容の修正が必要となった場合には、適宜見直しを行い、実効性のある計画に改めます。

Ⅱ 現状および今後の見通し

1 保有量および老朽化の状況

(1) 公共施設

本県および公立大学法人が保有する公共施設は、令和3年3月末現在、530施設、2,913棟、延床面積の合計は、約166万㎡となっています。

保有状況の推移

【部局別】		R3.3現在									
	総数	一般会計						公営企業会計		公立大学法人	
		知事部局		教育庁		警察本部		病院		大学	
			割合		割合		割合		割合		割合
施設数	530 (540)	227 (232)	42.8%	67 (70)	12.6%	223 (225)	42.1%	5 (5)	0.9%	8 (8)	1.5%
棟数	2,913 (2,914)	1,127 (1,132)	38.7%	1,275 (1,285)	43.8%	443 (430)	15.2%	15 (15)	0.5%	53 (52)	1.8%
延床面積(㎡)	1,662,758 (1,656,610)	672,621 (683,954)	40.5%	677,392 (663,341)	40.7%	129,137 (125,935)	7.8%	111,784 (111,616)	6.7%	71,824 (71,764)	4.3%

※()は、H27.3現在

【用途別】		R3.3現在				
用途	主な施設	施設数	棟数	延床面積		
				面積(㎡)	割合	
庁舎等	事務庁舎	42 (48)	261 (256)	137,080 (143,488)	8.2%	
	産業振興施設・博物館・貸館施設	18 (17)	72 (60)	145,279 (142,203)	8.7%	
	社会教育・研究施設・農林水産施設・福祉施設等	37 (35)	429 (406)	211,951 (204,304)	12.7%	
	レクリエーション・スポーツ施設	18 (18)	148 (135)	83,996 (67,862)	5.1%	
	その他	104 (96)	232 (206)	56,818 (41,357)	3.4%	
	小計		219 (214)	1,142 (1,063)	635,124 (599,214)	38.2%
県立学校	高等学校、特別支援学校	41 (43)	1,102 (1,150)	542,384 (557,835)	32.6%	
警察施設	警察本部庁舎、警察署、運転者教育センター等	158 (160)	327 (317)	87,186 (85,545)	5.2%	
県営住宅	町屋団地、清水グリーンハイツ御幸タウン、北日野団地等	14 (16)	88 (95)	141,919 (148,798)	8.5%	
公舎・職員住宅	公舎、職員住宅	88 (97)	189 (225)	74,143 (83,445)	4.5%	
病院	県立病院、すこやかシルバー病院	2 (2)	12 (12)	110,177 (110,009)	6.6%	
大学	県立大学	8 (8)	53 (52)	71,824 (71,764)	4.3%	
合計		530 (540)	2,913 (2,914)	1,662,758 (1,656,610)	100.0%	

※()は、H27.3現在

老朽化状況の推移

本県が保有する公共施設のうち、建築後 30 年以上を経過している建物の延床面積は、全体の 54%（約 90 万㎡）となっています。

現在の建物をそのまま保有し続けた場合には、10 年後に 80%、20 年後に 95%の建物が 30 年以上を経過することになります。

また、最長の法定耐用年数（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で定める耐用年数）である 50 年を超過する建物も、10 年後には約 30%となり、老朽化への対応は急務となっています。

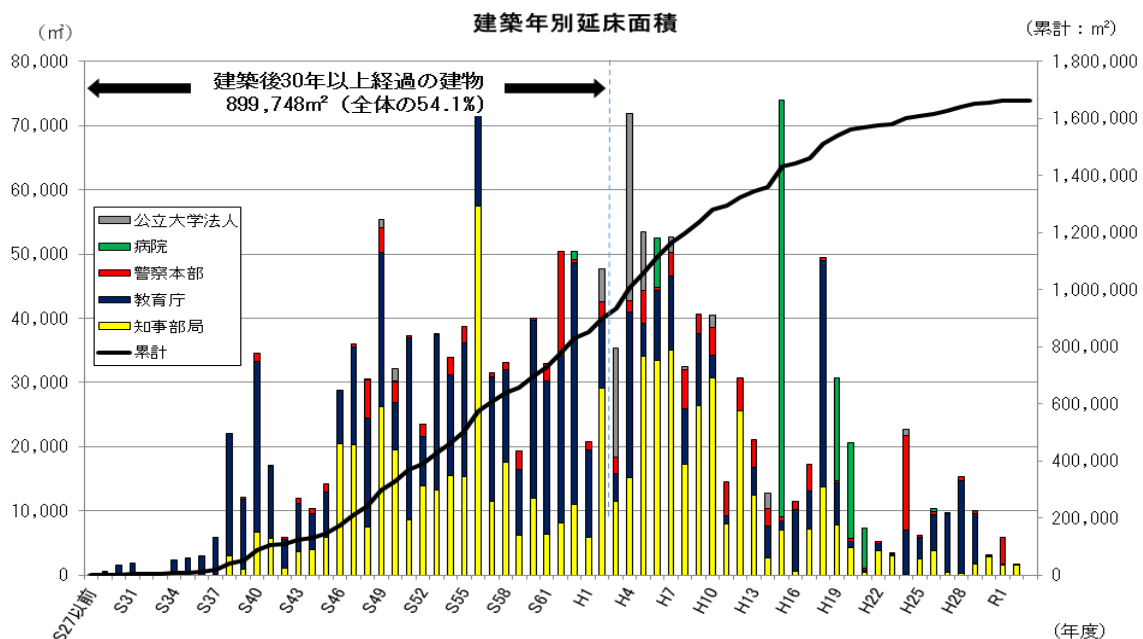
【建築後30年以上経過する建物の割合】

(部局別)

	H27.3			R3.3			10年後		20年後	
	延床面積計(㎡)	30年超(㎡)	割合	延床面積計(㎡)	30年超(㎡)	割合	(20年超)(㎡)	割合	(10年超)(㎡)	割合
知事部局	683,954	308,797	45%	672,621	357,299	53%	594,440	88%	654,715	97%
教育庁	663,341	355,462	54%	677,392	477,133	70%	559,445	83%	629,652	93%
警察本部	125,935	44,120	35%	129,137	55,279	43%	93,011	72%	108,025	84%
病院	111,616	264	0%	111,784	1,607	1%	9,266	8%	111,272	100%
公立大学法人	71,764	3,207	4%	71,824	8,431	12%	68,166	95%	70,641	98%
計	1,656,610	711,850	43%	1,662,758	899,748	54%	1,324,328	80%	1,574,305	95%

(用途別)

	H27.3			R3.3			10年後		20年後	
	延床面積計(㎡)	30年超(㎡)	割合	延床面積計(㎡)	30年超(㎡)	割合	(20年超)(㎡)	割合	(10年超)(㎡)	割合
庁舎等	599,214	234,967	39%	635,124	308,806	49%	521,608	82%	592,209	93%
県立学校	557,835	324,832	58%	542,384	417,072	77%	473,995	87%	519,653	96%
警察施設	85,545	24,774	29%	87,186	41,068	47%	57,740	66%	66,227	76%
県営住宅	148,798	91,112	61%	141,919	98,969	70%	128,177	90%	141,919	100%
公舎・職員住宅	83,445	32,958	39%	74,143	25,403	34%	66,983	90%	73,990	100%
病院	110,009	0	0%	110,177	0	0%	7,659	7%	109,665	100%
大学	71,764	3,207	4%	71,824	8,431	12%	68,166	95%	70,641	98%
計	1,656,610	711,850	43%	1,662,758	899,748	54%	1,324,328	80%	1,574,305	95%



(2) インフラ施設

県では、地域住民の生活環境の向上、地域経済の活性化や産業振興、自然災害の脅威に対する県民の安心・安全の確保等を図るため、これまで、道路や河川、農業水利施設、水道施設などのインフラを積極的に整備し、現在、次のとおり施設を保有しています。

多くの施設類型において施設数は増加しており、施設の老朽化も進んでいます。

保有状況の推移

区分	分類	H27.3	R3.3	
土木施設	道路施設	橋梁（橋長2m以上）	2,332橋	2,358橋
		トンネル	136トンネル	147トンネル
		シェッド	139箇所	143箇所
		県管理道路（舗装）	2,097.2km（舗装率96%）	2,205.7km（舗装率96%）
		大型カルバート	12施設	14施設
		門型標識	84基	80基
		横断歩道橋	22橋	20橋
	河川施設	県管理河川	24水系、190河川、延長1,234km	24水系、191河川、延長1,235km
		排水機場	6箇所（8排水機場）	6箇所（8排水機場）
		水門	7施設	7施設
		樋門	16施設	16施設
		閘門	1施設	1施設
		堰	—	1施設
	ダム施設	施設数	7ダム	8ダム
	砂防関係施設	砂防施設（砂防堰堤）	2,038基	2,065基
		地すべり防止施設	29箇所	29箇所
		急傾斜地崩壊防止施設	463箇所	466箇所
		雪崩防止施設	7箇所	7箇所
	海岸保全施設	海岸	30海岸	30海岸
		護岸・堤防	44.6km	44.6km
		突堤	6.5km	6.5km
		離岸堤（人工リーフ含）	18.2km	20.3km
	港湾施設	施設数	5港湾（重要港湾：1港、地方港湾：4港）	5港湾（重要港湾：1港、地方港湾：4港）
		水域施設	49施設	48施設
		外郭施設	115施設	108施設
		係留施設	109施設	109施設
		臨港交通施設	62施設	61施設
空港施設	空港	1箇所	1箇所	
	ヘリポート	1箇所	1箇所	
都市公園施設	施設数	7公園 1,410施設	7公園 1,410施設	

区分		分類	H27.3	R3.3
農林漁業施設	農業水利施設	用水路	615km	555km
		排水路	299km	296km
		頭首工	30箇所	31箇所
		用水機場	109箇所	111箇所
		排水機場	53箇所	55箇所
		ダム	3ダム	3ダム
		ため池	47箇所	47箇所
	農道施設	農道（舗装）	139km（舗装率100%）	119km（舗装率100%）
		橋梁（橋長15m以上）	30橋	26橋
		トンネル	6トンネル	6トンネル
	治山施設	治山ダム	5,490基	5,747基
		山腹工	594箇所	693箇所
		防潮護岸工	7.5km	7.5km
	地すべり防止施設	施設数	17箇所	21箇所
	海岸保全施設	海岸	25海岸	25海岸
		護岸・堤防	18.9km	18.9km
		突堤	3.2km	3.1km
		離岸堤（人工リーフ含）	3.9km	4.2km
	漁港施設	施設数	7漁港（第4種：1港、第3種：1港、第2種：5港）	7漁港（第4種：1港、第3種：1港、第2種：5港）
		外域施設	188施設	188施設
		係留施設	159施設	159施設
		水域施設	39施設	39施設
		輸送施設	62施設	62施設
	交通安全施設	信号機	1,913基	1,872基
		道路標識	72,338基	72,409基
		信号柱	7,890本	7,825本
		信号灯器	16,753灯	16,812灯
その他		パーキングメーター、道路標示、交通管制機器等	道路標示、交通管制機器等	
コンビナート施設	消防施設	1施設	1施設	
公営企業施設	工業用水道事業施設	浄水場	2箇所	2箇所
		ポンプ場等	4箇所	7箇所
		管路施設	48.6km	49.8km
	水道用水供給事業施設	浄水場	2箇所	2箇所
		ポンプ場等	15箇所	15箇所
		管路施設	100.4km	100.7km
	臨海下水道事業施設	処理場	1箇所	1箇所
		ポンプ場等	2箇所	2箇所
		管路施設	34.0km	36.1km
	臨海工業用地等造成事業施設	公園施設	119施設	119施設
	九頭竜川流域下水道事業施設	処理場	1箇所	1箇所
		ポンプ場	6箇所	6箇所
管路施設		74km	74km	

老朽化状況の推移

区分	施設名	H27.3			R3.3				
		施設数	建設後50年以上経過する施設の割合(※1)	施設数	建設後50年以上経過する施設の割合(※1)				
					R3.3	10年後	20年後		
土木施設	道路施設	橋梁(橋長2m以上)	2,332橋	32%	2,358橋	43%	63%	77%	
		トンネル	136トンネル	10%	147トンネル	17%	41%	58%	
		シェッド	139箇所	1%	143箇所	2%	32%	68%	
		大型カルバート	12施設	0%	14施設	0%	14%	21%	
		門型標識	84基	0%	80基	0%	30%	70%	
		横断歩道橋	22橋	1%	20橋	84%	89%	89%	
	河川施設	河川管理施設	排水機場	6箇所(8排水機場)	33%	6箇所(8排水機場)	38%	63%	88%
			水門	7施設	17%	7施設	29%	43%	71%
			樋門	16施設	0%	16施設	0%	69%	94%
			閘門	1施設	0%	1施設	0%	0%	0%
			堰	—	—	1施設	0%	0%	0%
	ダム施設	ダム	7ダム	13%	8ダム	13%	25%	38%	
	砂防関係施設	砂防施設(砂防堰堤)	2,038基	11%	2,065基	19%	37%	52%	
		地すべり防止施設	29箇所	0%	29箇所	3%	7%	28%	
		急傾斜地崩壊防止施設	463箇所	0%	466箇所	0%	6%	38%	
		雪崩防止施設	7箇所	0%	7箇所	0%	0%	0%	
	海岸保全施設	海岸堤防・護岸(水管理・国土保全局所管)	25海岸(21.8km)	23%	25海岸(21.8km)	44%	60%	76%	
海岸堤防・護岸(港湾局所管)		5海岸(22.8km)	7%	5海岸(22.8km)	17%	30%	44%		
港湾施設	港湾	5港(335施設)	6%	5港(326施設)	15%	45%	73%		
空港施設	空港・ヘリポート	2港	0%	2港	50%	50%	50%		
都市公園施設	都市公園	7公園	0%	7公園	0%	0%	20%		
農林漁業施設	農業水利施設	用水路	615km	3%	555km	11%	23%	41%	
		排水路	299km	3%	296km	11%	43%	67%	
		頭首工	30箇所	0%	31箇所	7%	13%	26%	
		用水機場	109箇所	1%	111箇所	0%	7%	26%	
		排水機場	53箇所	0%	55箇所	22%	38%	73%	
		ダム	3ダム	0%	3ダム	0%	67%	100%	
		ため池	47箇所	0%	47箇所	0%	13%	32%	
	農道施設	橋梁(橋長15m以上)	30橋	0%	26橋	8%	19%	54%	
		トンネル	6トンネル	0%	6トンネル	17%	17%	67%	
	治山施設	治山ダム	5,490基	9%	5,747基	17%	34%	55%	
		山腹工	594箇所	11%	693箇所	14%	30%	48%	
		防潮護岸工	7.5km	3%	7.5km	34%	73%	88%	
	地すべり防止施設	農村振興局所管	13箇所	0%	17箇所	18%	35%	35%	
		林野庁所管	4箇所	0%	4箇所	0%	25%	25%	
	海岸保全施設	海岸堤防・護岸(農村振興局所管)	19海岸(8.2km)	4%	19海岸(8.2km)	21%	47%	53%	
		海岸堤防・護岸(水産庁所管)	6海岸(10.7km)	19%	6海岸(10.7km)	39%	53%	68%	
	漁港施設	漁港	7港(448施設)	10%	7港(448施設)	15%	34%	66%	
交通安全施設	信号機(※2)	1,913基	17%	1,872基	21%	43%	—		
コンビナート施設	消防施設	1施設(4基)	0%	1施設(4基)	0%	25%	25%		
公営企業施設	工業用水道事業施設	浄水場	2箇所	0%	2箇所	0%	100%	100%	
		ポンプ場等	4箇所	0%	7箇所	0%	29%	43%	
		管路施設	48.6km	0%	49.8km	0%	46%	86%	
	水道用水供給事業施設	浄水場	2箇所	0%	2箇所	0%	0%	50%	
		ポンプ場等	15箇所	0%	15箇所	0%	0%	33%	
		管路施設	100.4km	0%	100.7km	0%	12%	40%	
	臨海下水道事業施設	処理場	1箇所	0%	1箇所	0%	0%	0%	
		ポンプ場等	2箇所	0%	2箇所	0%	0%	0%	
		管路施設	34.0km	0%	36.1km	0%	0%	45%	
	臨海工業用地等造成事業施設	公園施設	1公園	0%	1公園	0%	0%	0%	
九頭竜川流域下水道事業施設	処理場	1施設	0%	1施設	0%	0%	100%		
	ポンプ場	6箇所	0%	6箇所	0%	0%	33%		
	管路施設	74km	0%	74km	0%	8%	61%		

※1 建設年度不明の施設数を除いて算出

※2 信号機は更新基準年(19年)を経過する施設の割合

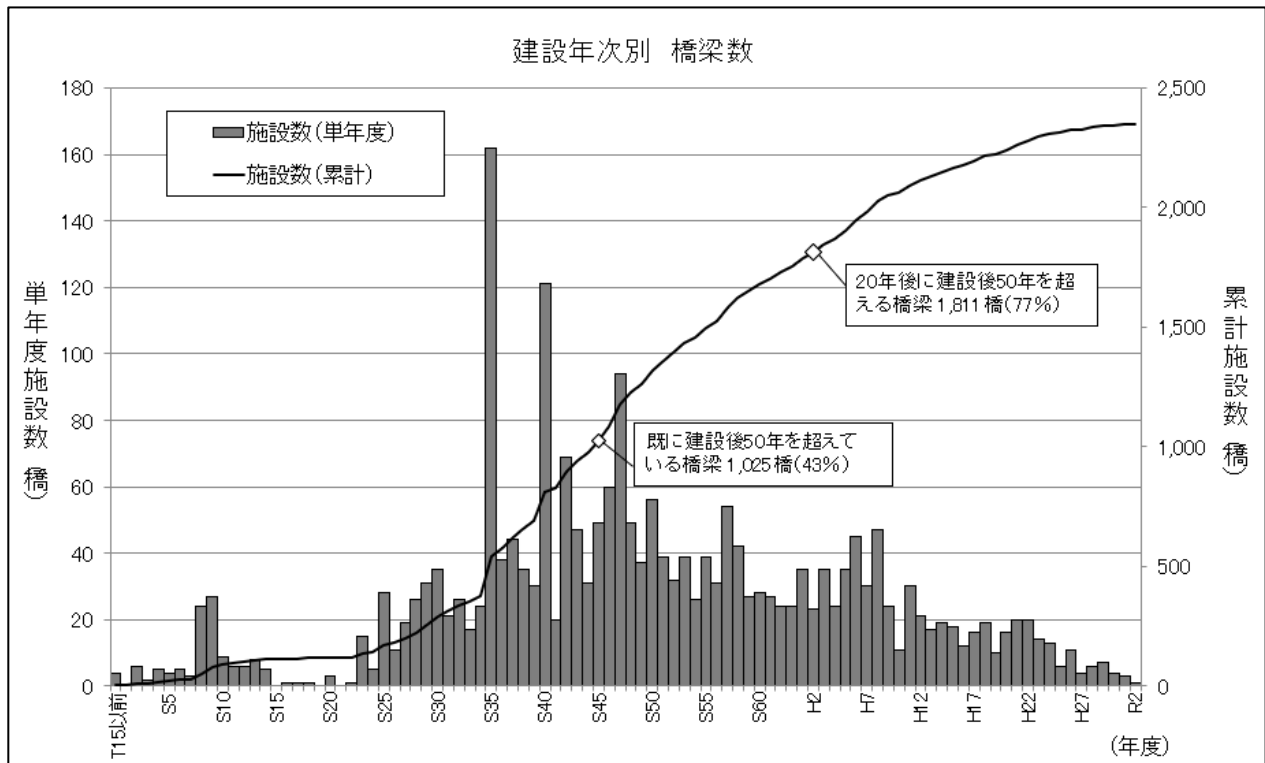
○ 土木施設、農林漁業施設

県では、道路施設や河川管理施設などの土木施設、農業水利施設や治山施設などの農林漁業施設を、大量に保有・管理しています。

現在、建設から50年以上経過している施設は、橋梁や河川排水機場等のいくつかの土木施設を除き、ほとんどの施設においては20%に満たない状況ですが、20年後には、多くの施設において50%を超えることになります。

急速な老朽化に伴い、補修や更新などの費用の増大が見込まれることから、計画的な補修等の実施と経費の平準化が必要です。

(参考) 建設年次別橋梁数の推移



○ 交通安全施設

県では、交通事故の抑止および円滑な道路交通の確保のため、信号機、道路標識などの大量の交通安全施設を保有・管理しています。

1,872基ある信号機のうち、更新基準(19年)を超過しているものが全体の21%あり、信号機を含むすべての施設において、老朽化に伴う機能不全や倒壊・傾斜が発生しないよう、適切な管理と計画的な更新が必要です。

○ コンビナート施設

県では、石油コンビナート等災害防止法に基づき、特別防災区域内における防災体制の整備および災害応急対策のため泡消火剤貯蔵タンクを保有・管理しており、今後の老朽化に伴う機能不全が発生しないよう、適切な管理と計画的な更新が必要です。

○ 公営企業施設

県では、良質な工業用水、水道用水を安定的に供給するため、工業用水道事業、水道用水供給事業等を実施しており、浄水場、処理場、ポンプ場、管路等の水道施設のほか、管理棟などの建物を保有・管理しています。

昭和50年代に給水を開始した工業用水道事業をはじめとして、各施設は、老朽化への対応が急務となっています。

また、浄水場、処理場、ポンプ場等に設置されている機械・電気設備（耐用年数：主として10～20年）の更新、水道施設の耐震化等も必要です。

(3) 有形固定資産減価償却率の推移

県では、平成28年度から統一的な基準による財務書類を作成しています。

財務書類から得られる指標のうち、資産の老朽化状況を示すものに「有形固定資産減価償却率」があります。これは資産老朽化比率とも呼ばれ、有形固定資産のうち償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。

(算定式)

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

本県における推移は以下のとおりであり、地方公会計の財務書類上でも、老朽化が年々進んでいます。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
58.0%	59.1%	60.5%	61.2%

(4) 取組状況等の推移

本県では、本計画の策定後、本計画に基づいた取組みを推進し、計画の進行管理および全庁的な調整等を行うことを目的とする公共施設等総合管理推進会議を設置し、各施設類型における個別施設計画（長寿命化計画）の策定に関する進捗管理や、本計画の見直しに関する全庁的な調整等を行ってきました。

〔計画期間中の取組み〕

- 老朽化が進んだ教育研究所の移転先を旧春江工業高校とし、併せて自治研修所も移転させました。（平成28年度）
- 老朽化が進むなど、今後の必要性が低いと判断できる公舎・職員住宅については順次廃止し、解体（売却）を進めています。（平成29年度以降）
- 道路整備による交通利便性向上や庁舎の老朽化などを踏まえ、丹南健康福祉センター・武生福祉保健部（武生分庁舎）および丹南農林総合事務所 丹生技術経営支援課、丹生林業・木材活用課（丹生分庁舎）を南越合同庁舎に、奥越土木事務所 勝山維持管理課（勝山分庁舎）を奥越土木事務所に、嶺南家畜保健衛生センターを家畜保健衛生所に集約しました。（令和2年度）

2 本県人口の今後の見通し

本県の人口は、1985(昭和 60)年以降 80 万人台で推移してきましたが、1999(平成 11)年の 83.1 万人をピークに減少傾向となり、2012(平成 24)年には 80 万人を割り込みました。

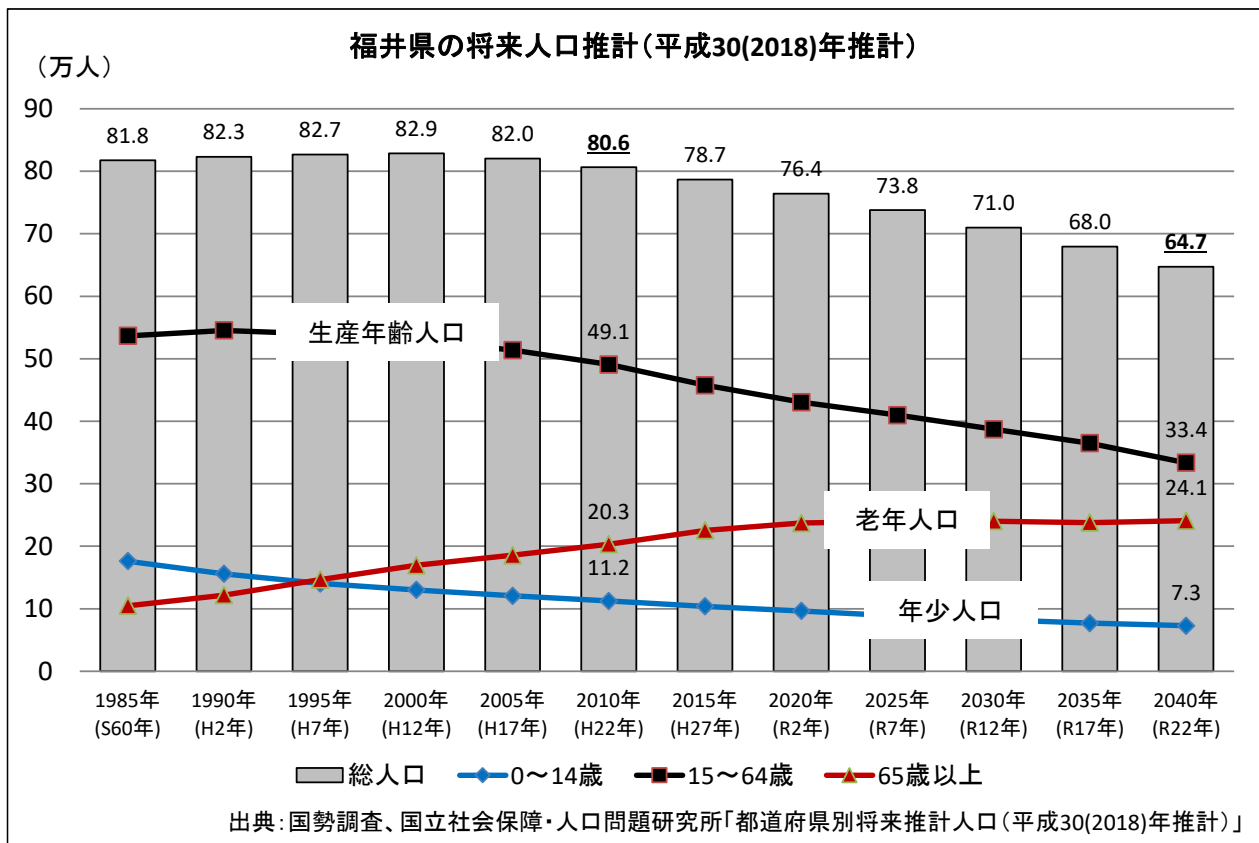
平成 25 年に国立社会保障・人口問題研究所が発表した推計によれば、2040(令和 22)年の人口は 63.3 万人まで減少する見込みでしたが、同研究所の平成 30 年推計によると 64.7 万人となり、5 年前の推計と比べ 1.4 万人改善しています。しかしながら、2010(平成 22)年の 80.6 万人と比較すると、30 年間で約 20%減少することになります。

2040(令和 22)年の人口を年齢別にみると、2010(平成 22)年に比べて、年少人口(0～14 歳)、生産年齢人口(15～64 歳)は減少するものの、老年人口(65 歳以上)は増加するとされており、少子高齢化の更なる進行が予測されています。

こうした人口の減少や年齢別人口の変化は、利用者の減少や利用需要の変化など公共施設の利用に影響を及ぼすとともに、県税収入の減少や社会保障費の増大など、財政面への影響も大きくなると考えられます。

県では、結婚・子育て環境の整備やUIターン者の確保など、人口減少に歯止めをかけるための取組みを推進し、2040(令和 22)年の人口を国の長期ビジョンに基づく約 68 万人に近づこうと努めることとしています。

今後、人口の減少や少子高齢化がもたらす変化に的確に対応し、県民への行政サービスの低下を招かないよう、公共施設等を適切に維持しながら、その機能を確保していくことが必要です。

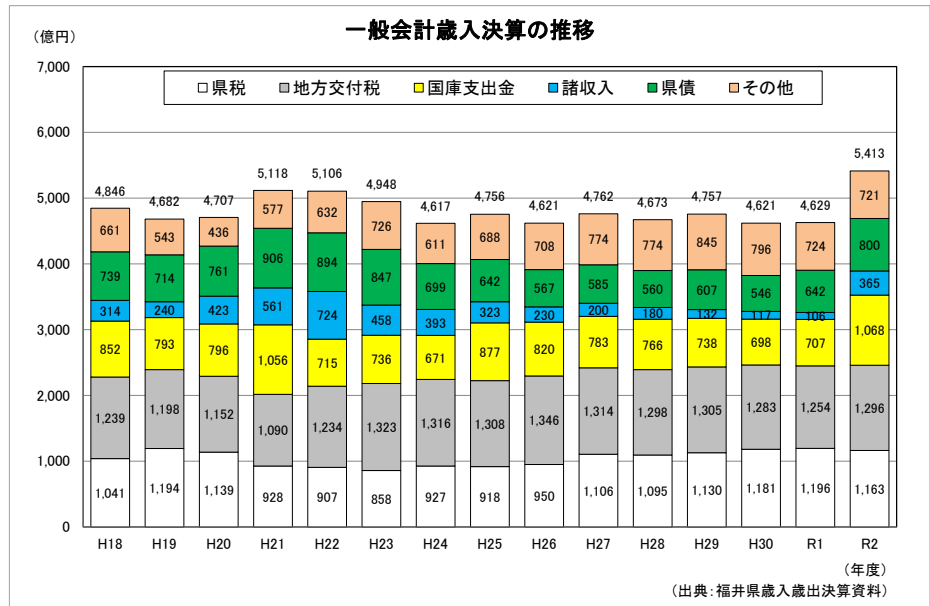


3 本県の財政状況

(1) 歳入の状況

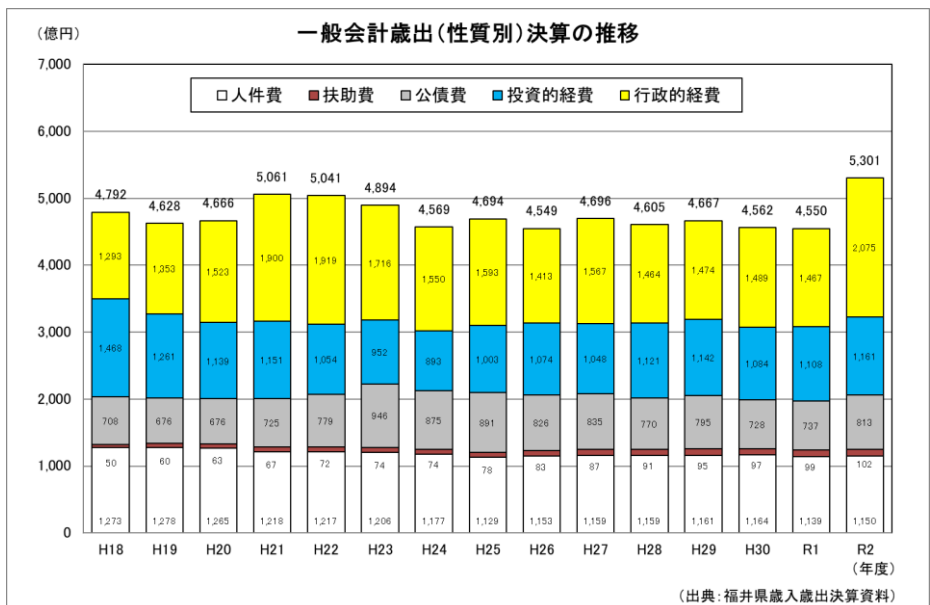
一般会計における歳入のうち、本県の自主財源である県税収入は、過去5年間、1,100億円前後で推移しており、策定時と比較すると、法人業績の回復や地方消費税引き上げの影響により増加しています。

しかし、将来的には、人口減少や少子高齢化を要因とした税収の落ち込みが想定され、公共施設の更新等、新たな財政負担は困難な状況が予想されます。



(2) 歳出の状況

事務事業の見直しや組織の統廃合、アウトソーシング等を進め、人件費を抑制しています。投資的経費については減少傾向にありましたが、北陸新幹線建設事業の本格化や防災・減災、国土強靱化の公共事業の増により、近年では増加傾向となっています。



今後、北陸新幹線の建設費負担や、中部縦貫自動車道の整備などに加え、高齢化の進展に伴う社会保障関係費の増大が見込まれ、厳しい財政状況が続くものと考えられます。

なお、令和2年度末の県債の残高は8,058億円、うち後年度に償還金相当額の全額が交付税措置される臨時財政対策債を除いた通常の県債の残高は5,055億円となっています。県の行財政改革アクションプランで設定している目標値は達成しており、今後も歳入の確保や歳出の合理化を進め、適切な財政運営に努めます。

4 更新等経費の見通し

個別施設計画の策定が終了したことから、本計画の初年度（平成28年度）を起点とした向こう30年間の中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みについて、個別施設計画ごとに試算を行いました。

※試算条件は、施設の特性に応じて個別施設計画ごとに設定しましたが、いずれの施設においても個別施設計画策定時点で県が保有していた施設の維持管理・更新等に係る経費を試算したものであり、今回の見直し時点以降に施設を新規整備する経費や、新規整備した施設が今後要することとなる経費については試算に含まれていません。

【平成28年度から30年間】

今後30年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(単位：億円)

		長寿命化対策						耐用年数 経過時に 単純更新 E	効果額 F (D-E)	現在経費 (※2) G
		維持管理 ・修繕 A	改修 B	更新等 C	合計 D (A+B+C)	財源見込み(※1)				
						県費率	県費 所要額			
普通会計	建築物(a)	2,267	2,346	96	4,709	0.93	4,397	7,180	△ 2,471	3,029
	インフラ施設(b)	2,540	724	376	3,639	0.57	2,092	5,445	△ 1,806	3,486
	計(a+b)	4,807	3,070	471	8,349	0.78	6,489	12,625	△ 4,276	6,515
企業会計	建築物(c)	451	27	128	607	0.12	73	610	△ 3	517
	インフラ施設(d)	546	243	709	1,499	0.00	0	1,943	△ 444	1,442
	計(c+d)	998	271	837	2,105	0.03	73	2,552	△ 447	1,958
建築物計(a+c)		2,719	2,374	224	5,316	0.84	4,470	7,790	△ 2,474	3,546
	年平均	91	79	7	177	0.84	149	260	△ 83	118
インフラ施設計(b+d)		3,086	967	1,085	5,138	0.41	2,092	7,388	△ 2,250	4,928
	年平均	103	32	36	171	0.41	70	246	△ 75	164
合計(a+b+c+d)		5,805	3,341	1,308	10,454	0.63	6,562	15,177	△ 4,723	8,474
	年平均	193	111	44	348	0.63	219	506	△ 158	282

※1 国庫等の申請見込み、料金収入等の歳入見込みを控除するなどし、Dのうち県で負担を要する額（一般財源+県債）を算出

※2 直近2年間の執行実績（R1～R2）より算出

(1) 公共施設

①現在要している維持管理経費

令和元年度から令和2年度までの直近2年間に、公共施設の機能維持および施設改修等のために実際に支出された金額は、年平均約118億円でした。

②耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

現在保有する公共施設の規模を維持したまま、施設類型ごとに定める耐用年数経過時に単純更新した場合の経費を試算すると、平成28年度以降、向こう30年間で約7,790億円、年平均約260億円となります。

③長寿命化対策を反映した場合の見込み

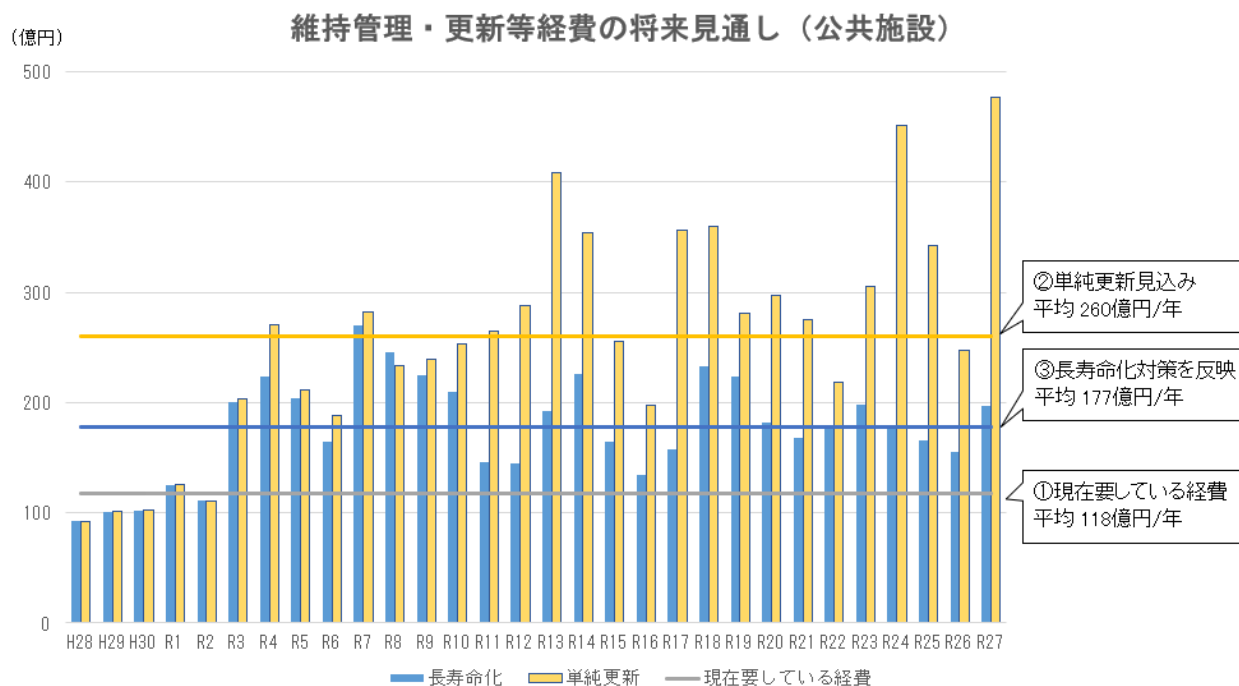
現在保有する公共施設の規模を維持したまま、施設類型ごとに定める長寿命化改修を実施しながら施設の使用年数を延長した場合の経費を試算すると、平成28年度以降、向こう30年間で約5,316億円、年平均約177億円となります。

④対策の効果額

②、③を比較すると、平成28年度以降、向こう30年間で約2,474億円、年平均約83億円の経費の削減が見込まれます。

一方、①現在予算措置されている維持管理経費は、③による長寿命化対策を反映させても、これを下回る状況となっています。今後、適切な財政運営を維持するためには、県全体で各施設の更新等の時期を調整して経費の平準化を図るとともに、施設の集約化や規模縮小、転用、廃止などにより施設総量を縮減することも必要と考えられます。

なお、病院施設の建替えについては含まれていないので、その時期等について今後検討します。



(2) インフラ施設

①現在要している維持管理経費

令和元年度から令和2年度までの直近2年間に、インフラ施設の機能維持および施設改修等のために実際に支出された金額は、年平均約164億円でした。

②耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

施設類型ごとに耐用年数経過時に単純更新した場合の経費を試算し、積み上げた場合、平成28年度以降、向こう30年間で約7,388億円、年平均約246億円となります。

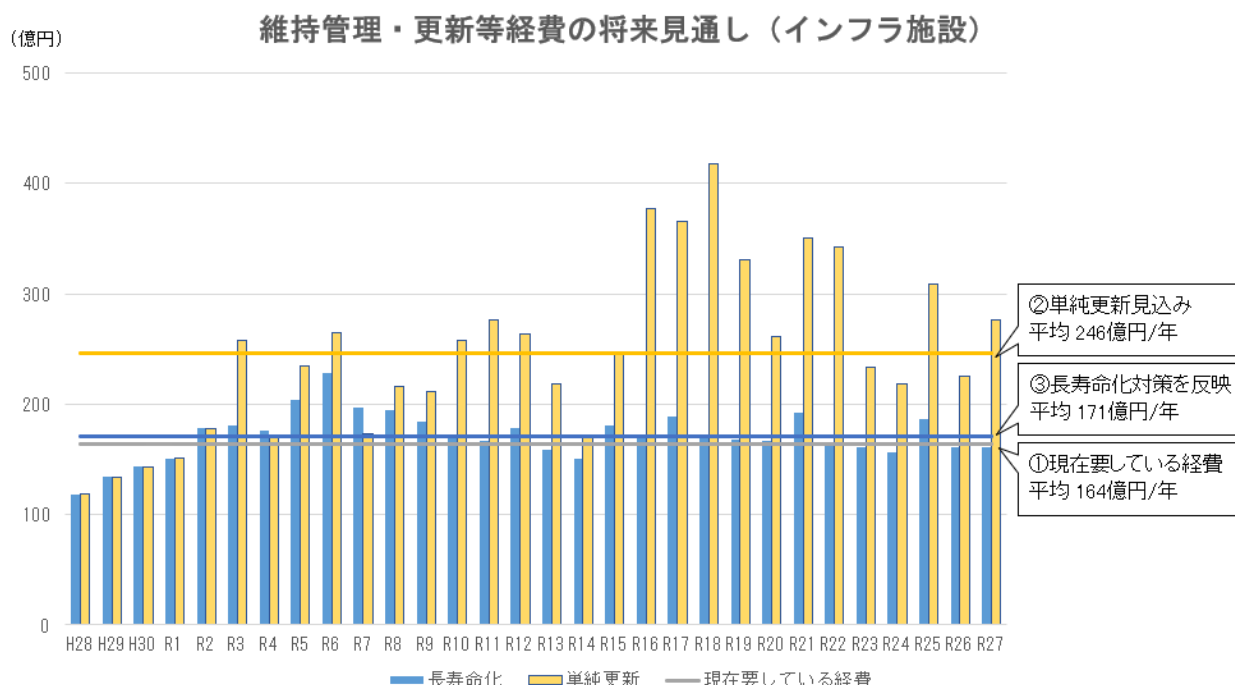
③長寿命化対策を反映した場合の見込み

既に策定された個別施設計画に基づいた長寿命化対策を実施していく場合の経費を試算し、積み上げた場合、平成28年度以降、向こう30年間で約5,138億円、年平均約171億円となります。

④対策の効果額

②、③を比較すると、平成28年度以降、向こう30年間で約2,250億円、年平均約75億円の経費の削減が見込まれます。

一方、①現在予算措置されている維持管理経費は、③による長寿命化対策を反映させても、これを下回っていることから、経費の平準化を図るとともに、より効率的な工事の実施に努める、新技術を活用するなどにより経費の節減を図っていく必要があると考えられます。



Ⅲ 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 現状や課題に関する基本認識

「Ⅱ 現状および今後の見通し」で述べたとおり、本県が保有する公共施設等は、今後、更新等の検討対象となる施設が大量に発生し、これに対応するためには、多大な経費が必要となります。

また、人口減少やこれとともに進行する少子高齢化は、公共施設等の利用ニーズに大きな変化をもたらし、県税収入の減少や低利用施設の発生を招くことが予想されます。これらは、本県の財政運営に大きな影響を及ぼす要因となることが明らかであり、将来にわたり適切な行政サービスを提供していくためには、公共施設等の維持・更新等に係る財政負担を軽減していくことが必要です。

公共施設については、現時点では適正な規模が確保されているとしても、今後厳しい財政状況が見込まれる中で、現在と同規模の施設を維持し続けることは困難です。

また、将来、人口が減少すると推測されている状況からも、現在と同規模の施設を保有し続ける必要性は低下していくものと考えられます。

限られた財源の中で、行政サービスの水準を落とさず提供し続けるためには、保有し続ける必要のある施設を見極め、これらについて、長く、大切に、効率的に使用し、修繕や建替え等の経費の集中を抑制しながら、財政負担を軽減していくことが求められます。一方、インフラ施設は、地域経済の活性化や地域住民の生活の向上に大きく寄与するとともに、頻発する自然災害から県民の生命・財産を守るという重大な役割を担っています。

今後予想される厳しい財政状況においても、こうした役割を継続して発揮するためには、保有する施設の長期使用を可能とする効果的な維持管理と計画的な更新が必要です。なお、財政負担の軽減にあたっては、民間の資金や技術・ノウハウの活用についても検討していく必要があります。

2 管理に関する基本的な考え方

(1) 公共施設

① 全体的な考え方

(方針1) 施設保有量の適正化と有効活用

(i) 施設評価に基づく必要性の検証

施設ごとに、建物性能や利用度などの実態を把握し、客観的な基準により評価を行い、施設機能の存廃、建物の継続利用、更新時等における規模縮小、他施設への集約（統合、複合化）、機能廃止時の転用・売却等の可能性について検証し、保有量の最適化と既存ストックの有効活用を図ります。

(ii) 国、市町との利用調整による既存ストックの有効活用

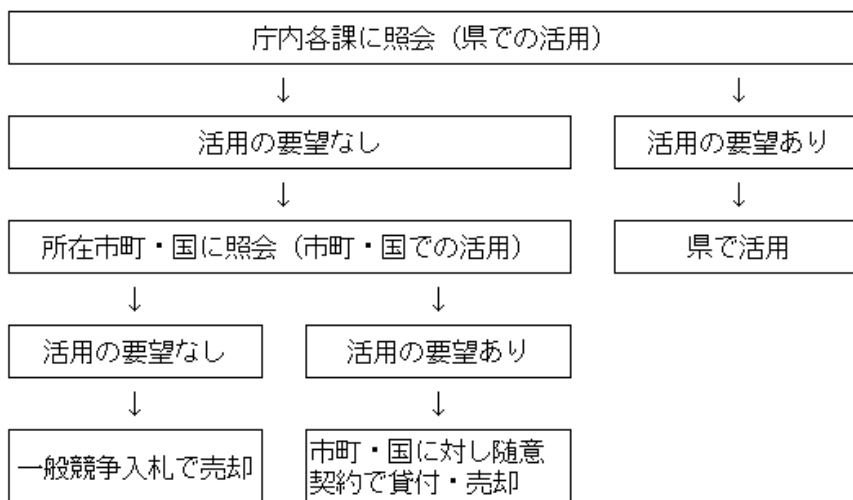
現在、国や市町との間で、集約や交換等を通じた地域における公共施設の最適利用を進める「エリアマネジメント」に取り組んでいます。

それぞれが保有する施設の情報を共有しながら、利用の見込みがない施設の他団体への売却や貸付、更新時における他団体の施設の利活用など、相互に既存ストックの有効活用を進めます。

(iii) 保有する財産（未利用資産等）の有効活用

施設の統廃合等により生じた未利用資産等については、県内部、国、所在市町に活用の要望を速やかに確認するとともに、なお活用が見込まれない場合は、売却や貸付を行うことで、資産の有効活用を早期に図るとともに歳入の確保に努めます。

《手続きの流れ》



（方針2）長寿命化対策の推進 ～80年使用を目標に～

従来は、老朽化の進行に対して特段の手段を講じないまま、建築後40～50年で建物を取り壊していましたが、今後は、建物の状態が良好な施設については、予防的な修繕等を実施して老朽化の進行を遅らせるとともに、用途の変更にも対応しながら、80年程度の使用を目標に適切な維持管理に努めます。

（i）点検・診断の充実

《日常点検の充実》

日常的な点検は、施設の不具合を早期に発見し、良好な状態を保つために必要であり、長寿命化を図っていく上では、各施設に応じた点検手法の確立およびこれに基づく点検の実施を充実させていく必要があります。

このため、標準的な点検マニュアルを作成し、これに基づいて日々の点検を行い、異常・不具合の早期発見につなげます。

《定期点検の確実な実施》

一定の用途・規模を満たす施設については、建築基準法第12条第2項および第4項の規定に基づき、建築物については3年以内ごと、建築設備等については1年以内ごとに定期点検を行い、正常な状態の保持に努めており、引き続き、確実な点検実施による不具合の早期発見、是正に努めます。

《詳細診断の実施》

施設の長寿命化を効果的に進めるためには、通常の点検では把握困難な躯体の劣化状況等を確認し、構造上、長寿命化対策の効果が期待できる建物か否かを判断することも必要です。

このため、劣化状況を把握するための詳細な診断・調査の実施について検討します。

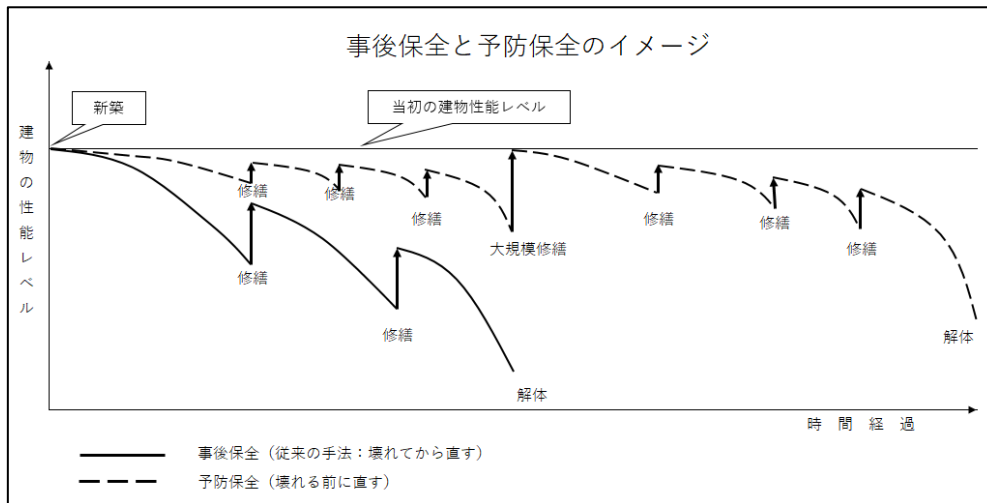
（ii）適切な修繕・更新等の実施

《事後保全から予防保全への転換》

公共施設の修繕は、これまで、故障や損傷などの不具合が発生してから直すといった事後的な対応が主であったことから、予期せぬ財政負担の発生や施設の一時利用停止などのサービス低下を招く恐れがありました。

今後は、不具合が発生する前に、予防的な修繕、計画的な更新等を行い、施設の長期的かつ継続的な機能の発揮に努め、トータルコストの縮減、経費の平準化を図ります。

なお、構造的に長期使用できない施設、利用需要が少なく施設機能を廃止しても影響がない施設、小規模で予防保全の効果が期待できない施設等については、最低限必要な事後的な対応にとどめ、経費の抑制を図ります。



《長期保全計画の策定》

長期間にわたり施設を良好な状態に保つためには、将来的に必要となる修繕や更新を予め把握し、適時適切に修繕等を実施し、建物の性能低下を抑制することが必要です。

このため、各施設（建物）の部材、機器ごとの修繕（更新）年、各年の概算経費を明らかにした長期保全計画を策定し、修繕（更新）を予防的・計画的に行い、また、定期的に近接する修繕等を同時期に実施するなど効率性も考慮しながら、施設機能の継続発揮を目指します。

なお、施設を新たに整備する際には、設計の段階から建物・設備に関して長寿命化の考え方を取り入れ、供用開始後の管理においても、既存施設と同様、保全計画に基づく予防的な修繕を実施します。

(方針3) 維持管理費の最適化

更新等経費の試算結果から、今後、今まで以上に経費が見込まれることとなります。しかしながら、厳しい財政状況の中、これらの経費を全て負担していくことは財政的に困難であることから、試算結果のさらなる精緻化を進め、さらなるコストの縮減に努めるとともに、国庫補助や、国の財源措置のある地方債を活用することで、財政に関する目標を維持しながら将来負担の軽減に努めます。

また、これまで、省エネルギー設備機器の導入、冷暖房の基準温度の設定等により、エネルギー使用量の削減を図り、清掃・警備等の業務委託に関しては、一般競争入札による価格競争や一括発注などを行い、維持管理費の節減に努めてきました。

今後、これらの経費支出が適正であるか判断するため、他の類似施設との比較（ベンチマーキング）を行い、異常値の発見、原因究明、改善により、経費の最適化を図ります。

(方針4) 安全の確保

公共施設を適切に管理し、利用者等の安全を確保することは、施設を管理する者の重大な責務であり、安全上問題となる不具合が発生・発見された場合には、施設の利用停止や利用者への注意喚起を行うとともに、早期に不具合の解消を図ります。

また、県では、福井県建築物耐震改修促進計画を策定し、大規模地震による被害の軽減、施設利用者の安全確保のため、住宅および特定建築物の耐震化を進めています。

県有建築物については、概ね耐震化が図られていますが、一部の施設について耐震性が不十分なものもあることから、引き続き、計画的に耐震改修等を進めます。

なお、施設機能の廃止等により建物を除却することとなった場合には、倒壊による事故防止や防犯上の観点から、速やかな対応に努めます。

(方針5) ユニバーサルデザイン化などの推進

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、「障害のある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」（平成 30 年 4 月 1 日施行）、「福井県障がい者福祉計画」（令和 3 年 3 月一部改正）等に基づき、公共施設等を誰もが安全に安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備や改修等を必要に応じて進めます。

また、公共施設等における省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入を進め、カーボンニュートラルに向けた取組みについても検討します。

公共施設に関する長寿命化計画策定状況

対象	計画名称	策定年度	計画期間	計画の概要
庁舎等	福井県県有施設長寿命化計画（庁舎編）	R1	R1～R7	・施設保有量の適正化 ・長寿命化対策の推進（80年程度）
警察施設	福井県県有施設長寿命化計画（警察施設編）	R1	R1～R7	・施設総量の適正化 ・施設の長寿命化
県立学校	福井県 学校施設の長寿命化計画	R1	R1～R10	・長寿命化の推進 ・学校に求められる機能・性能の確保
県営住宅	福井県県営住宅等長寿命化計画	H22 R3改定	R4～R13	・長寿命化の推進
公舎・職員住宅	福井県県有施設長寿命化計画（公舎・職員住宅編）	H30	H30～R7	・既存施設の有効活用 ・長寿命化の推進
病院	福井県県有施設長寿命化計画（病院編）	R1	R1～R7	・設備等の計画的な更新 ・ユニバーサルデザイン化の推進
大学	福井県立大学長寿命化計画	R3	R4～R6	・施設保有量の適正化 ・長寿命化対策の推進

② 施設類型ごとの考え方

公共施設については、施設の種類、用途、対象者等により、管理に関する考え方、方法が異なる場合もあり、「庁舎等」、「県立学校（高等学校、特別支援学校）」、「警察施設（警察署、運転者教育センター等）」、「県営住宅」、「公舎・職員住宅」、「病院」、「大学」に区分し、それぞれについて主な考え方を次に示します。

庁舎等

1) 施設保有量の適正化と有効活用

- 必要性、規模等について評価・検証を行い、保有量の適正化を目指します。
- 県有施設のみでなく、国や市町が保有する施設との相互利用についても検討するなど、既存ストックの有効活用を図ります。

2) 長寿命化対策の推進

- 長寿命化を図り、建替え時期の延伸、経費の平準化を行います。
- 建物性能が良好な施設については、的確な点検の実施と予防保全型維持管理の実施、長寿命化仕様設備への更新等を行い、80年程度の使用を目指します。
- 長期保全計画を策定し、適時適切な修繕等を実施します。
- 施設を新たに整備する際には、80年以上の使用が可能となるよう、設計段階から長寿命化を意識した仕様とし、供用後においても適切な点検と計画的な修繕等を実施し、トータルコストの縮減と経費の平準化を目指します。

3) 維持管理費の最適化

- 類似施設間でエネルギー使用量等について比較を行うなど、適正な維持管理費の執行に努めます。

4) 安全の確保

- 老朽化により安全性に問題がある施設は、利用停止などの措置を講じます。
- 耐震性が確保されていない施設は、耐震改修または建替え、除却を検討します。
- 供用を廃止し、利活用の予定がない施設は、速やかに除却等を行い、倒壊による事故や防犯上の危険を未然に防ぎます。

5) ユニバーサルデザイン化の推進

- 施設の改修においては、誰もが安全に安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備に努めます。

県立学校

令和2年1月に策定した「福井県学校施設の長寿命化計画」に基づき、学校施設の中長期的な維持管理等にかかるトータルコストの縮減および予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能の確保に取り組みます。

1) 施設保有量の適正化と有効活用

- 少子高齢化の進展による生徒数の減少を的確に把握し、高等学校の規模と配置の最適化を図ります。
- 空き教室、空き教棟の発生、統廃合に伴う廃校の際には、他の用途への転用等、学校施設の有効活用について検討します。

2) 長寿命化対策の推進

- 長寿命化を図り、建替え時期の延伸、経費の平準化を行います。
- 建物性能が良好なものについては、的確な点検の実施と予防保全型維持管理の実施、長寿命化仕様設備への更新などにより、80年程度の使用を目指します。
- 長期使用が可能な建物については、機能向上とあわせたりノベーション工事を実施し、教育環境の向上に努めます。
- 新たな整備の際には、80年以上の使用が可能となるよう、設計段階から長寿命化を意識した仕様とし、供用後においても適切な点検と計画的な修繕等を実施し、トータルコストの縮減と経費の平準化を目指します。

3) 維持管理費の最適化

- リノベーション工事の際には、断熱性能の向上や高効率照明・空調の導入など、省エネルギー化を意識した改修を行い、維持管理費の縮減に努めます。

4) 安全の確保

- 未利用、廃校等により、他用途への転用も含め、今後の活用が見込めない建物については、安全上、防犯上の観点から、速やかに除却を行います。

5) ユニバーサルデザイン化の推進

- 施設の改修においては、誰もが安全に安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備に努めます。

警察施設

長寿命化による既存ストックの有効活用を図る一方、機能面に問題がある施設については、建替えや耐震補強等を十分検討したうえで、優先順位の高いものから計画的に整備し、警察機能の継続発揮に努めます。

1) 施設保有量の適正化と有効活用

- 警察機能の強化に資するため、狭隘で機能性に欠ける施設の規模の適正化を目指します。

2) 長寿命化対策の推進

- 長寿命化を図り、建替え時期の延伸、経費の平準化を行います。
- 建物性能が良好な施設については、的確な点検の実施と予防保全型維持管理の実施、長寿命化仕様設備への更新等を行い、80年程度の使用を目指します。
- 長期保全計画を策定し、適時適切な修繕等を実施します。
- 施設を新たに整備する際には、80年以上の使用が可能となるよう、設計段階から長寿命化を意識した仕様とし、供用後においても適切な点検と計画的な修繕等を実施し、トータルコストの縮減と経費の平準化を目指します。

3) 維持管理費の最適化

- 同種の施設間でエネルギー使用量等について比較を行うなど、適正な維持管理費の執行に努めます。

4) 安全の確保

- 耐震性が確保されていない施設は、早期の建替え、耐震補強等を検討します。

5) ユニバーサルデザイン化の推進

- 施設の改修においては、誰もが安全に安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備に努めます。

県営住宅

令和 3 年度に改定した「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、安全で快適な住まいを確保していくため、計画的に、長寿命化型改善（外壁改修、屋上防水、給排水設備改修等）を実施しています。

1) 施設保有量の適正化と有効活用

- 建物の健全度、入居の実態等を踏まえ、存廃等について検討を行い、必要戸数の適正化を図ります。

2) 長寿命化対策の推進

- 建物性能が良好なものについては、的確な点検の実施と予防保全型維持管理の実施等により、80 年程度の使用を目指します。

3) 維持管理費の最適化

- 指定管理者制度を適切に運用し、引き続き、施設管理への民間活力の活用を図ります。

4) 安全の確保

- 老朽化により安全性および居住環境に問題がある建物は、入居停止などの措置を講じ、廃止、改修等、今後の対応を速やかに決定します。
- 耐震性が確保されていない建物は、除却を検討します。
- 供用を廃止した施設は速やかに除却等を行い、倒壊や防犯上の危険を防ぎます。

公舎・職員住宅

住宅・通勤事情が大幅に改善された今日においても、自宅からの通勤が困難な者は少なくなく、また、警察本部では、職員が所属する警察署管内に居住を制限している場合もあるため、公舎・職員住宅（以下「公舎」という。）を保有する意義はあると考えますが、一部において空き室が発生していることから、現在の戸数を確保し続ける必要はなく、公舎の適正な規模と配置を検討する必要があります。

1) 施設保有量の適正化と有効活用

- 建物の健全度、入居の実態等を踏まえ、公舎の存廃等について検討を行い、必要戸数の適正化を図ります。
- 公舎を管理する部局にとらわれない共同利用を継続して実施するとともに、職員以外の者への貸付等、空き部屋の有効活用を図ります。

2) 長寿命化対策の推進

- 建物性能が良好なものについては、的確な点検の実施と予防保全型維持管理の実施、長寿命化仕様設備への更新などにより、80年程度の使用を目指します。
- 長期保全計画を策定し、適時、適切な修繕等を実施します。

3) 維持管理費の最適化

- 大規模改修を実施する際には、エネルギー使用量の削減につながる設備、機器の導入について検討します。

4) 安全の確保

- 老朽化により安全性および居住環境に問題がある建物は、入居停止などの措置を講じ、廃止、改修等、今後の対応を速やかに決定します。
- 耐震性が確保されていない建物は、耐震改修の実施または除却を検討します。
- 供用を廃止した施設は速やかに除却等を行い、倒壊や防犯上の危険を防ぎます。

5) ユニバーサルデザイン化の推進

- 施設の改修においては、誰もが安全に安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備に努めます。

病 院

現在、定期的な巡回を行い、施設・設備の状況把握や劣化進行等を確認するとともに、専門業者による保守点検、建築基準法で定める定期点検等を実施し、病院機能や建物の健全度の維持確保に努めています。

これらの取組みを継続し、その結果を今後の維持管理に活用するとともに、機能の一時停止に陥ることのないよう、設備等の計画的な更新に努めるとともに、誰もが安全に安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備に努めます。

県立病院に附属する立体駐車場は、PFI（公共施設の維持管理、運営を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う手法）による運営であり、PFI運営者が長期修繕計画を立案し、これを適時見直し、実態に即した修繕・更新を実施します。

大 学

既存施設の維持管理等を適切に実施すると共に、省エネルギーの考え等を取入れたトータルコストの縮減と平準化など効果的・効率的に施設の長寿命化を図り、施設の健全性および安全性の確保に努めます。

1) 施設保有量の適正化と有効活用

- 必要性、規模等について評価・検証を行い、保有量の適正化を目指します。

2) 長寿命化対策の推進

- 長寿命化を図り、建替え時期の延伸、経費の平準化を行います。
- 建物性能が良好な施設については、的確な点検の実施と予防保全型維持管理の実施、長寿命化仕様設備への更新等を行い、80年程度の使用を目指します。
- 施設を新たに整備する際には、80年以上の使用が可能となるよう、設計段階から長寿命化を意識した仕様とし、供用後においても適切な点検と計画的な修繕等を実施し、トータルコストの縮減と経費の平準化を目指します。

3) 維持管理費の最適化

- 類似施設間でエネルギー使用量等について比較を行うなど、適正な維持管理費の執行に努めます。

4) 安全の確保

- 老朽化により安全性に問題がある施設は、利用停止などの措置を講じます。
- 供用を廃止し、利活用の予定がない施設は、速やかに除却等を行い、倒壊による事故や防犯上の危険を未然に防ぎます。

5) ユニバーサルデザイン化の推進

- 施設の改修においては、誰もが安全に安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備に努めます。

(2) インフラ施設

① 全体的な考え方

(方針) メンテナンスサイクルの確立

老朽化に起因する災害・事故を未然に防止し、必要とされる機能を確実に発揮し続けるためには、点検・診断、修繕・更新等のメンテナンスサイクルを構築することが重要です。

継続的かつ定期的な点検・診断、これに基づく計画的かつ効果的な修繕・更新等を実施し、これらの履歴を次回の点検等に活用することにより、適正な管理を行います。

(i) 施設ごとの長寿命化計画の策定

現在の策定状況は下表のとおりであり、今後も、点検や修繕等の履歴、新たな技術的知見などを反映させるなどしてより実効性のある計画への見直しを進めます。

インフラ施設に関する長寿命化計画策定状況

対象		計画名称	策定年度	計画期間	計画の概要	
土木施設	道路施設	橋梁	福井県橋梁長寿命化修繕計画	H23 H30改定	R1～R50	施設の重要度を評価し、対策の優先順位を設定 優先順位の高い施設から計画的に補修対策を実施し、 予防保全の考え方に基づいた適切な維持管理を図る
		トンネル	福井県トンネル長寿命化修繕計画	H30	R1～R50	
		シェッド	福井県シェッド長寿命化修繕計画	H30	R1～R50	
		舗装	舗装個別施設計画	H29	R1～R40	
		大型カルバート	福井県大型カルバート長寿命化修繕計画	H30	R1～R50	
		門型標識	福井県門型標識長寿命化修繕計画	H30	R1～R50	
		横断歩道橋	福井県横断歩道橋長寿命化修繕計画	H30	R1～R50	
	河川施設	排水機場	排水機場長寿命化計画(8排水機場ごと)	H22	H22～R60 (H22～R52)	設備の点検・整備等を適切に行い、予防保全による長寿命化(耐用年数40年→60年)を図ることにより、事業費の大規模化・高コスト化を回避し、トータルコストを縮減
		河川管理施設	福井県河川管理施設長寿命化計画(6土木事務所ごと)	H29	H30～R49 H29～R49 R1～R10	施設の点検・整備等を適切に行い、予防保全による長寿命化を図ることにより、事業費の大規模化・高コスト化を回避し、トータルコストを縮減
	ダム施設	ダム長寿命化計画(8ダムごと)	H29～R2	R1～R50 R3～R52	点検・修繕等の維持管理を適切に行うことで施設や設備の機能を維持しながら、適切な時期に施設・設備の更新を実施することでトータルコストを縮減	
	砂防関係施設	福井県砂防関係施設長寿命化計画	H30	R1～R10	砂防設備について、長期にわたりその機能および性能を維持・確保するために、維持、修繕、改築、更新を適切に実施	
	海岸保全施設	海岸保全施設	福井県海岸長寿命化計画(砂防海岸課所管)	H30	R1～R50	海岸保全施設の防護機能を可能な限り長期間維持できるように、予防保全の考え方に基づいた適切な維持管理を行う
			福井県海岸長寿命化計画(港湾空港課所管)	H30	H30～R49	
港湾施設	港湾施設	福井県港湾施設維持管理計画書	H30	H30～R49	係留施設、防波堤、臨港道路について、劣化により損傷が進行しやすいものから順次、長寿命化計画を策定 点検結果による損傷の度合い、施設の重要度等を考慮し、優先順位をつけて計画的な修繕を実施	
空港施設	空港	福井空港維持管理・更新計画書	H26	H27～R26	施設の長寿命化を図ることを目的とし、空港の特性等を踏まえた空港土木施設の点検、経常維持、修繕、除雪及び緊急対応の計画を定め、併せて、長期的視点に立った更新計画を作成	
	ヘリポート	若狭ヘリポート維持管理・更新計画書	H26	H27～R26		
都市公園施設	都市公園施設	福井県公園施設長寿命化計画	H21～25 H30改定	R1～R10	【遊具、休憩施設、園路等】 利用者の安全に直結する施設を優先するなど重要度を評価し、日常点検等で劣化や損傷を把握しながら老朽化が著しいものから計画的に補修または更新を実施 【体育館等建築物】 予防保全を適切に行い、長寿命化対策を実施	

対象		計画名称	策定年度	計画期間	計画の概要	
農林 漁業 施設	農業 水利 施設	用排水路	福井県基幹的 農業水利施設 機能保全計画	H17～H19 H24～R1	H20～R29 R2～R41	基幹的農業水利施設の機能診断調査・健全度評価を踏まえ、施設ごとの機能保全計画を策定 予防保全的管理と計画的な補修等を実施し、トータルコストの縮減や経費の平準化を図る
		頭首工				
		用排水機場				
		ダム、ため池				
	農道施設		福井県農道施設 長寿命化計画	H28～H30	R1～R60 R1～R40	農道施設（橋梁、トンネル）の機能診断調査・健全度評価を踏まえ、施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定 予防保全的管理と計画的な補修等を実施し、トータルコストの縮減や経費の平準化を図る
	治山施設		福井県治山施設 個別施設計画	H30	R1～R5	治山施設ごとの対策優先度等を評価した保全計画を策定 予防保全型維持管理の考え方のもと計画的な補修等を実施し、トータルコストの縮減や経費の平準化を図る
	地すべり 防止施設		福井県治山施設 個別施設計画	H30	R1～R5	治山施設ごとの対策優先度等を評価した保全計画を策定 予防保全型維持管理の考え方のもと計画的な補修等を実施し、トータルコストの縮減や経費の平準化を図る
			福井県地すべり防止施設 長寿命化計画	H28～H30	R1～R10	地すべり防止施設の機能診断調査・健全度評価を踏まえ、区域ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定 計画的な維持管理を行うことで施設の長寿命化を図る
	海岸保全施設		福井県海岸保全施設 長寿命化計画	H28～H30	R1～R50	海岸保全施設の機能診断調査・健全度評価を踏まえ、区域ごとの長寿命化計画を策定 予防保全的管理と計画的な補修等を実施し、トータルコストの縮減や経費の平準化を図る
			福井県海岸保全施設 長寿命化計画	H29	H28～R47	施設の健全度を評価した上で、背後地の状況や施設の利用状況等を考慮しつつ、所定の防護機能を確保するための長寿命化計画を策定 施設の防護機能を可能な限り長期間維持できるよう、予防保全の考え方に基づき適切な維持管理を行い、維持管理に要する費用の縮減や平準化を図る
漁港施設		福井県漁港施設 機能保全計画	H22	H21～R41	漁港施設（外郭施設、係留施設、水域施設等）の機能診断調査・健全度調査を踏まえ、施設ごとの機能保全計画を策定 予防保全的管理と計画的な補修等を実施し、トータルコストの縮減や経費の平準化を図る	
交通安全施設		福井県警察交通安全施設 長寿命化計画	R1	R1～R7	交通安全施設の計画的な維持管理、更新等を着実に推進するため、長寿命化計画を策定	
コンビナート施設		福井県石油コンビナート 泡消火剤貯蔵施設長寿命 化計画	R2	R2～R7	泡消火剤貯蔵タンクの定期点検による経年劣化の診断とあわせて、周期的な塗装処理を実施（予防保全的管理と計画的補修）し、トータルコストの平準化を図る	
公営 企業 施設	産業労働部所管施設 (上水、工水、臨海下水道、造成)	産業労働部公営企業 収支計画	H30	H28～R27	機器点検や機能診断、修繕などを適切な周期で実施して設備の長寿命化を図る	
	土木部所管施設 (九頭竜川流域下水道)	福井県九頭竜川流域下水 道事業ストックマネジメ ント計画	R2	R3～R6	事故等の未然防止、ライフサイクルコストの縮減を目的に、下水道施設の健全度に関する点検・調査を行い、「長寿命化計画」（令和3年度からは「ストックマネジメント計画」）を策定し、予防保全的管理を行うとともに、計画的な改築更新を実施	

(ii) 継続的、定期的な点検・診断の実施

施設を健全な状態で長く利用するためには、日常的な巡視・パトロールのほか、数年ごとの定期的な点検・診断を着実に実施し、施設の状態を常に把握することが必要です。損傷や劣化の有無など施設の状態を把握することは、重大な事故や災害の発生を未然に防止することにつながります。

引き続き、国の基準やマニュアル等に基づく的確な点検・診断を実施し、施設の適正な管理と施設利用における安全の確保に努めます。

(iii) 適切な修繕・更新等の実施

修繕・更新等の実施にあたっては、これまでの点検・診断結果や施設の重要度等から優先順位を設定し、経費の平準化にも配慮しながら、優先度の高いものから順に対策を講じるなど、効率的かつ効果的な実施に努めます。

(iv) 事後保全から予防保全への移行

厳しい財政状況下にあっても、長寿命化計画に基づき、適正な管理を実施し、施設の機能や安全が確保できる水準を持続していくことが重要です。

このため、施設の特성에応じて、事後保全から予防保全に移行し、中長期のトータルコストの縮減と経費の平準化を目指します。

(v) 新技術の活用

国土交通省の新技術情報提供システム（NETIS）登録の技術のほか、福井県工業技術センターや県内企業等が開発した技術を積極的に活用して、高度化、省力化、コスト縮減等を目指します。

(vi) 情報基盤の整備と活用

各施設の計画、構造諸元や点検・診断、修繕・更新等の履歴等について、法令等に基づき、台帳として整備・保管してきましたが、これらの情報が不十分なものもあるため、適切な台帳整備に努めます。

併せて、効率的かつ効果的な施設管理が行えるよう電子化を推進します。

(vii) 体制の構築

国、県、市町が連携し、各施設管理者の技術力向上のための各種講習会を計画的に開催するとともに、県から市町に対し技術支援を行うなど、市町支援について充実を図ります。

また、県民の安全・安心を確保するためには、地域の守り手である建設産業の健全な発展を促すことも必要であり、入札制度改革等を通じて地域に根差した優良な業者を育成します。

② 施設類型ごとの考え方

○ 土木施設

施設ごとに、点検結果を反映した長寿命化計画等の策定、見直しを行い、計画的な修繕・更新等をはじめとする効率的・効果的な施設管理により、トータルコストの縮減、経費の平準化を図ります。

道路施設

【橋 梁】

平成 30 年度に改定した「福井県橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の健全度や対外的な影響等を考慮して重要度を評価し、供用廃止を行わないことを前提に、優先度が高い橋梁から計画的な修繕対策を実施します。

また、日常点検のほか「道路橋定期点検要領」に基づく 5 年に 1 回の定期点検（平成 26 年度から義務化）を実施し、点検結果を長寿命化修繕計画に反映させます。

【トンネル】

平成 30 年度に策定した「福井県トンネル長寿命化修繕計画」に基づき、トンネルの健全度や対外的な影響等を考慮して重要度を評価し、供用廃止を行わないことを前提に、優先度が高いトンネルから計画的な修繕対策を実施します。

また、日常点検のほか「道路トンネル定期点検要領」に基づく 5 年に 1 回の定期点検（平成 26 年度から義務化）を実施し、点検結果を長寿命化修繕計画に反映させます。

【シェッド】

平成 30 年度に策定した「福井県シェッド長寿命化修繕計画」に基づき、シェッドの健全度や対外的な影響等を考慮して重要度を評価し、供用廃止を行わないことを前提に、優先度が高いシェッドから計画的な修繕対策を実施します。

また、日常点検のほか「シェッド、大型カルバート等定期点検要領」に基づく 5 年に 1 回の定期点検（平成 26 年度から義務化）を実施し、点検結果を長寿命化修繕計画に反映させます。

【舗装ほか】

舗装については、日常点検等により、適時必要な修繕を実施し、適切な維持管理を進めます。

また、「福井県舗装補修ガイドライン」を策定し、計画的な補修を行うなど、より効果的・効率的な維持管理に努め、トータルコストの縮減と経費の平準化を図ります。

その他の道路施設においても、日常点検等により破損状況を早期に発見し、施設を常時良好な状態に保つために必要な情報を得るとともに、施設の健全度や対外的な影響等を考慮して計画的な補修を行います。

河川施設

排水機場については、平成 22 年度に策定した「排水機場長寿命化計画」に基づき、計画的な長寿命化対策を実施します。

他の河川管理施設については、平成 29 年度に策定した「河川管理施設長寿命化計画」に基づき、日常点検のほか詳細な調査による健全度評価を行うとともに、予防保全型の維持管理および戦略的な修繕・更新を行います。

ダム施設

平成 29 年度および令和 2 年度に策定した各「ダム長寿命化計画」に基づき、日常点検のほか詳細な調査による設備等の健全度評価を行うとともに、予防保全型の維持管理および戦略的な修繕・更新を行います。

砂防関係施設

平成 30 年度に策定した「福井県砂防関係施設長寿命化計画」に基づき、日常点検のほか詳細な調査による設備等の健全度評価を行うとともに、予防保全型の維持管理および戦略的な修繕・更新を行います。

海岸保全施設

[水管理・国土保全局所管]

平成 30 年度に策定した「福井県海岸長寿命化計画」に基づき、日常点検のほか詳細な調査による設備等の健全度評価を行うとともに、施設の適切な維持管理に取り組みます。

[港湾局所管]

平成 30 年度に策定した 15 地区ごとの長寿命化計画に基づき、日常点検のほか詳細な調査による設備等の健全度評価を行うとともに、施設の適切な維持管理に取り組みます。

港湾施設

岸壁、物揚場等の係留施設、防波堤、橋梁、トンネル等の重要な施設について、平成 26 年度までに「維持管理計画」を策定、そのほかの施設においても平成 30 年度までに維持管理計画を策定しており、この計画書に基づく点検・診断を実施し、適切な維持管理を行うとともに修繕費用の平準化を図ります。

空港施設

「福井空港」および「若狭ヘリポート」については、平成 26 年度に「維持管理・更新計画書」を策定しており、この計画書に基づく点検・診断を実施し、適切な維持管理を進めるとともに修繕費用の平準化を図ります。

都市公園施設

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づく年 1 回以上の定期点検のほか、同指針、「プールの安全標準指針」および「公園施設の安全点検に係る指針」等を適用した日常的な点検・診断等の取組みを継続します。

また、公園関係者を対象とする遊具点検の講習会を毎年開催するなど、適切な活用に向けた周知等を行い、適切な管理と安全確保に努めます。

修繕・更新については、国の「公園施設長寿命化計画策定指針」や点検・診断の結果に基づき平成 30 年度に改定した「福井県公園施設長寿命化計画」による取組みを継続します。

○ 農林漁業施設

施設ごとに長寿命化計画（機能保全計画）の策定、見直しを行い、これに基づく日常点検や適時適切な補修、更新等を実施し、トータルコストの縮減や経費の平準化を図ります。

農業水利施設

平成 17 年度から、対象施設や事業の進め方を示した「福井県基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針」により長寿命化対策を実施しており、引き続き、国（農村振興局）が示す「インフラ長寿命化計画（行動計画）」および「農業水利施設の機能保全の手引き」に基づき、施設の点検・診断、健全度評価を実施し、機能保全計画を策定しています。

また、施設の評価結果に基づき、定期的に施設の再点検・再診断による機能保全計画の見直しを行い、施設管理者（土地改良区等）と調整の上、点検や補修・修繕等を実施します。

農道施設

国（農村振興局）が示す「インフラ長寿命化計画」および「農道保全対策の手引き（案）」に基づき、施設の点検・診断、健全度評価を実施し、長寿命化計画を策定しています。

なお、点検や補修等については、施設管理者（市町）と調整の上、実施します。

治山施設

国（林野庁）が示す「インフラ長寿命化計画」等に沿って策定した長寿命化計画に基づき、施設の点検・診断、健全度評価、計画的な対策を実施して、適切な維持管理に取り組みます。

地すべり防止施設

国（林野庁・農村振興局）が示す「インフラ長寿命化計画」および「地すべり防止施設の機能保全の手引き」に沿って策定した長寿命化計画に基づき、施設の点検・診断、健全度評価、計画的な対策を実施して、適切な維持管理に取り組みます。

海岸保全施設

国の「海岸保全施設維持管理マニュアル」等に沿って策定した長寿命化計画に従い、日常点検を実施するとともに、全海岸保全施設の点検結果による健全度評価を基に、適切な維持管理に取り組みます。

漁港施設

県が管理する 7 漁港の主要施設については、平成 21 年度から 22 年度に、国（水産庁）の「機能保全計画策定の手引き」に基づき、施設の点検・診断、健全度評価を実施し、機能保全計画を策定しています。

今後、自然環境等の変化に合わせ、適宜、施設の再点検・再診断による機能保全計画の見直しを行います。

○ 交通安全施設

交通状況に応じて、必要な場所に、信号機等を設置して、安全かつ円滑な道路交通に寄与してきた一方で、管理する施設は増加の一途をたどっており、新しい設置基準に照らし合わせた信号機の設置・見直し、標識や信号灯器の他管理支柱への添架により、施設の増加抑制に取り組んでいます。

今後も、交通状況の変化により需要が低下した信号機を見直すなど、施設数の増加抑止を推進します。

なお、信号柱や道路標識などは、そのストック数、設備の状況等についてデータ化されておらず、今後、更新や修繕等を計画的に実施するためには、データベースを構築していく必要があります。

ストック数のデータベース化、効果的な点検の定期的な実施により、施設の老朽化状況を的確に把握し、適正な施設管理を行います。

また、コンクリート柱等は、内部鉄筋の破断状況により耐久性が大きく左右されます。目視での判断は容易でなく、建替え時期の判断が難しい状況ですが、更新が必要な柱を選別し、更新本数を抑制するとともに、必要に応じて、強度や防錆効果を高める措置を講じるなど、長寿命化に向けた取組みを推進します。

○ コンビナート施設

特別防災区域における消防施設として泡消火剤貯蔵タンクを設置していますが、同タンクは海浜地域に位置することから、法定耐用年数の到来前であっても錆等の塩害が発生しやすい状況にあります。

今後は、策定した長寿命化計画に基づき、定期点検と早期の補修を実施することで、トータルコストの縮減と経費の平準化を推進します。

○ 公営企業施設

水道施設

現在、運転マニュアル、保全管理マニュアル、維持管理指針等により、計画的に、施設・設備の状況把握や劣化進行等を確認し、運転状況、点検調査および故障対応等のデータを蓄積・保管しています。

また、施設・設備の状態や点検結果および稼働時間等を踏まえ、一定の機能や健全度が維持できるよう計画的に維持修繕を実施するとともに、老朽度および重要度・優先度（給水や処理への影響、復旧期間、二次被害等）等に応じて、計画的な更新を実施しています。

今後も、点検等による状況確認を確実に実施し、計画的な修繕・更新、施設の耐震化等を通して、施設機能の継続確保に努めるとともに、長寿命化計画の策定を進め、メンテナンスサイクルのさらなる充実とトータルコストの縮減、経費の平準化に努めます。

公園施設

テクノポート福井総合公園は、現在、指定管理者による管理が行われており、指定管理者において、施設・設備の状況把握や劣化進行等の確認を継続して行っていますが、県においても定期的なモニタリングを通じ、施設の状況を確認し、適切な管理と安全確保に努めています。

引き続き、点検調査、維持修繕を的確に実施するとともに、効率的・効果的な運用、予防保全的修繕・更新を実施し、経費の平準化に努めます。

九頭竜川流域下水道施設

これまで、平成 23 年度に策定した処理場・ポンプ場の「長寿命化計画」等を基に予防保全的な管理を行ってきており、令和 3 年度からは令和 2 年度に策定した「ストックマネジメント計画」を基に計画的な修繕・更新を進め、事故の未然防止とライフサイクルコストの低減を図ります。

また、国の「下水道維持管理指針」に基づき、点検・調査等の適切な維持管理を行い、点検結果等を「ストックマネジメント計画」に反映させます。

IV 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制

これまで、公共施設等の管理は、施設ごと、あるいは施設を所管する所属や部局ごとに行われてきたため、公共施設等に関する情報を全庁的に集約・共有する機会はあまりなく、管理に関する考え方も施設ごとに異なっていました。

今後、限られた財源の中で、更新等を着実に推進していくためには、公共施設等に関する情報を共有し、総合的かつ計画的な管理を行うことが必要です。

1 全庁的な推進体制の整備

本計画は、本県が保有するすべての公共施設等を対象としており、これらの今後の管理については、本計画が示す基本的な方針に基づき、各施設管理者に適切な管理の実施を促し、計画の実効性を確保していくことが必要です。

このため、知事部局、教育庁、警察本部が連携して、計画の進行管理や部局間の調整等を行う「公共施設等総合管理推進会議」を設置し、全庁横断的な体制で計画の着実な推進を図るとともに、社会情勢の変化や本計画の進捗状況により計画内容の修正が必要となった場合には、適宜見直しを行い、実効性のある計画となるように努めます。なお、本計画は計画の中間年度である令和3年度に見直しを行ったため、次回の見直しは計画の終期である令和7年度を予定していますが、必要と判断される場合は、時期の前倒しを検討します。

2 地方公会計の活用

現在、県では、他都道府県との比較可能な指標をもって分かりやすく情報を開示するため、平成28年度決算から統一的な基準に基づく財務書類を作成・公表しています。

例えば、これらの財務書類を行政目的や施設別（セグメント別）に分析することで、さらに多角的な分析が可能になると期待されます。

今後は、従来の公有財産台帳や決算額等に加え、地方公会計や固定資産台帳の作成によって新たに得られることとなったデータや各種指標についても、公共施設等のマネジメントに活用することを検討します。

3 個別施設計画の策定および見直し

本計画は、すべての施設を対象に、管理に関する基本的な方針を定めるものであり、個々の施設を適切に管理していくため、種類、用途等に応じた具体的な管理に関する計画として、学校、道路、河川等の施設類型ごとの管理に関する個別施設計画（長寿命化計画）の策定を進めてきました。今後、社会情勢の変化や本計画の進捗状況により内容の修正が必要となった場合には、本計画同様、個別施設計画についても適宜見直しを行い、互いに実効性のある計画となるように努めます。

発行／令和 4 年 3 月

公共施設等総合管理推進会議 事務局

(福井県総務部財産活用課)

〒910-8580 福井県福井市大手 3 丁目 17 番 1 号

TEL : 0776-20-0251 FAX : 0776-20-0628